

## 品川区障害者自動車運転免許取得助成事業実施要綱

制定	昭和52年10月18日	区長決定	
改正	昭和60年4月		要綱第138号
改正	昭和62年11月		要綱第70号
改正	平成9年1月		要綱第10号
改正	平成14年6月		要綱第100号
改正	平成16年3月		要綱第24号
改正	平成19年3月		要綱第59号
改正	平成24年5月		要綱第173号
改正	平成26年4月1日		要綱第57号
改正	平成27年12月28日	区長決定	要綱第538号
改正	平成30年12月25日	区長決定	要綱第8号
改正	平成31年4月1日	部長決定	要綱第169号
改正	令和2年12月10日	部長決定	要綱第210号
改正	令和3年3月26日	部長決定	要綱第58号
改正	令和4年3月23日	区長決定	要綱第110号

### (目的)

第1条 この要綱は、品川区障害者地域生活支援事業実施要綱（平成18年10月要綱第143号）に定めるほか、障害者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する自動車運転免許（以下「運転免許」という。）を取得するときまたは道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第18条の5に規定する限定解除（以下「限定解除」という。）のとき（以下これらを「運転免許取得等」という。）に要する経費の一部を助成することにより、もって障害者の日常生活の利便および生活圏の拡大を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 この要綱による助成の対象とする者は、次に掲げる各号の要件（以下「資格要件」という）に該当するものとする。

- (1) 障害の程度が3級以上の身体障害者手帳または4度以上の愛の手帳の交付を受けている者であって、道路交通法施行規則第23条に規定する適性試験に合格したものであること。ただし、内部障害者については4級以上、下肢または体幹の障害については5級以上の身体障害者手帳の交付を受けている者であって、歩行が困難であるものを含むものとする。
- (2) 道路交通法第96条に規定する運転免許試験について普通免許の受験資格を有する者または道路交通法施行規則第18条の5に規定する限定解除審査を申請する資格を有する者であること。
- (3) 他の制度により運転免許取得等に要する費用の助成を受けていない者であること。
- (4) 本人の前年の所得税額が、40万円以下の者であること。
- (5) 助成申請日の3カ月前から引き続き区内に住所を有する者であること。

#### (助成対象経費等)

第3条 助成の対象とする経費（道路交通法第99条に規定する指定自動車教習所およびこれに準ずる施設（以下「教習所等」という。）において、自動車の運転について教習を受ける場合に要する経費に限る。）、助成額および限度額は、別表に掲げるとおりとする。

#### (助成の申請)

第4条 この要綱による助成を受けようとする者は、運転免許取得等を必要とする理由を明らかにして、次の書類を教習所等へ入校する前に、次の書類を添付し、障害者自動車運転免許取得助成資格認定申請書（第1号様式）により区長に申請しなければならない。

- (1) 身体障害者手帳または愛の手帳の写し
- (2) 運転免許試験場により交付された身体適格審査書の写し（内部障害を除く身体障害者のみ）
- (3) 前年の所得税額を証明する書類の写し

#### (助成の認定等)

第5条 区長は、前条の申請を受理したときは、調査書（第2号様式）による調査を行ったうえ、速やかに資格要件を審査し、障害者自動車運転免許取得助成認定通知書（第3号様式）または障害者自動車運転免許取得助成却下通知書（第4号様式）により、通知するものとする。

#### (助成金の請求)

第6条 前条による認定の通知を受けた者（以下、「認定資格者」という。）は、運転免許取得後、速やかに次の書類を添付の上、障害者自動車運転免許取得助成金請求書（第5号様式）に

より区長に第3条に規定する助成金を請求するものとする。

- (1) 自動車運転免許証の写し
  - (2) 第3条に規定する経費を支払ったことを証する書類（領収証、明細書等）の写し
  - (3) その他助成金交付に際し必要と認められる書類
- (認定資格の消滅)

第7条 認定資格者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 死亡したとき。
  - (2) 区内に住所を有しなくなったとき。
  - (3) 運転免許の取得（限定解除を含む。第10条第1号において同じ。）を放棄したとき。
- (認定資格消滅の通知)

第8条 区長は、前条の規定により認定資格が消滅したとき、障害者自動車運転免許取得助成資格消滅通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(助成金の返還)

第9条 偽り、その他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、区長は、当該助成金をその者から返還させることができる。

(届出義務)

第10条 認定資格者は、次に掲げる事由が生じた場合には、障害者自動車運転免許取得助成資格変更・消滅届（第7号様式）により、その旨を区長に報告しなければならない。

- (1) 運転免許の取得を放棄したとき。
- (2) 住所を変更したとき。
- (3) 氏名を変更したとき。
- (4) その他区長が特に必要があると認めたとき。

(その他)

第11条 この要綱の定めのない事項については、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）の定めるところによる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の適用に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和52年10月18日から施行し、昭和52年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和62年11月1日から施行し、昭和62年11月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成9年1月1日から施行し、平成9年1月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行し、平成14年6月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成16年3月15日から施行し、平成16年3月15日から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年3月19日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行し、平成24年6月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年9月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年1月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

助成対象経費	助 成 額	限 度 額	
<p>道路交通法第84条 第3項に規定する第一種 普通自動車免許の取得に 直接要する経費</p>	<p>対象となる経費の実 支出の3分の2の額 (百円未満の端数が生じ た場合は切り捨てる) とする。 前年所得税額により 限度額を右記のとおり 定める。</p>	前年所得税額	助成限度額
		0円	164,800円
		1～ 42,000円	144,200円
<p>道路交通法施行規則 第18条の5に規定す る限定解除に直接要す る経費</p>	<p>対象となる実支出額</p>	20,600円	

備考 「直接要する経費」とは、自動車運転教習所等の入所料、技能および学科教習料ならびに教材費とする。

障害者自動車運転免許取得助成資格認定申請書

年 月 日

品川区長 あて

住所 品川区 丁目 番 号

申請者 氏名

生年月日 年 月 日生

電話番号

個人番号

下記により、障害者自動車運転免許取得助成資格認定を申請します。

身体障害者手帳 愛の手帳	都道府県・市 第 号 年 月 日交付		
障 害 名			障害程度 級・度
教 習 所	名 称		
	所 在 地		
	入所予定月日	年 月 日	退所予定月日 年 月 日
申 請 理 由			

※ 身体障害者手帳または愛の手帳の写し、身体適格審査書の写し (内部障害を除く身体障害者のみ)、前年の所得税額を証明する書類の写しを添付すること。

第2号様式 (第5条関係)

調 査 書

申請書氏名			生年月日	年	月	日
住宅および 居住期間	品川区	丁目	番	号	年	ヶ月
	年	月	日から	年	ヶ月	
手帳番号	都道府県・市 第 号 ( 年 月 日 交付)					
障害名 および等級	[ 級]					
適性試験合格の有無	有 ・ 無					
他の助成制度利用の有無	有 ・ 無					
世帯員の 状況	氏 名	続柄	年齢	職 業	前年分の所得税額	備 考
	_____	本人			_____	
特記 事項						
年 月 日 調査者氏名						

障害者自動車運転免許取得助成資格認定通知書

第 号  
年 月 日

様

品川区長

年 月 日申請のありました障害者自動車運転免許取得助成の資格について、  
下記のとおり認定しましたので通知します。

記

認定年月日	年 月 日	認定番号	第 号	助成予定 金 額	円
-------	-------	------	-----	-------------	---

- 備考
- 品川区障害者自動車運転免許取得助成事業実施要綱に基づき、  
第1種普通自動車の運転免許取得経費について、最高164,800円まで  
助成します。(ただし、対象となる実出費の2/3の額とします。  
また、前年所得税額により、限度額が異なります。)
  - 要綱を遵守し、補助金をご請求ください。

第4号様式（第5条関係）

障害者自動車運転免許取得助成却下通知書

第 年 月 日  
号

様

品川区長

年 月 日に申請のありました障害者自動車運転免許取得助成の資格について、  
下記の理由により却下しましたので通知します。

記

1. 却下理由

第5号様式 (第6条関係)

障害者自動車運転免許取得助成金請求書

金 額								
-----	--	--	--	--	--	--	--	--

品川区障害者自動車運転免許取得助成事業実施要綱に基づき、 年 月 日第 号  
により資格認定を受けた助成金として上記金額を請求します。

印

年 月 日

住所 品川区 丁目 番 号

氏名

印

品川区長 あて

※ 自動車運転免許証の写し、経費を支払ったことを証する書類 (領収証等) の写しを添付すること。

第6号様式 (第8条関係)

障害者自動車運転免許取得助成資格消滅通知書

第 年 月 日  
第 号

様

品川区長

あなたは、下記の理由により障害者自動車運転免許取得助成資格が消滅しましたので通知します。

記

認定年月日	年 月 日	認定番号	第 号
資格消滅年月日	年 月 日		
資格消滅理由			

障害者自動車運転免許取得助成資格変更・消滅届

年 月 日

品川区長 あて

住 所

氏 名

下記のとおり、障害者自動車運転免許取得助成資格が変更・消滅したので届け出ます。

記

認定資格者氏名		認定番号	第 号
変 更	1. 住 所 2. 氏 名 3. その他	変 更 前	変 更 後
消 滅	1. 死亡したため 2. 区内に居住しなくなったため 3. 免許取得を放棄したため 4. その他 ( )		
変更・消滅年月日		年	月 日